

○内閣府令第七十号

道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十一号の二及び第三項第二号、第十七条第三項、第四十四条第二項第二号並びに第六十三条の三の規定に基づき、道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年十一月十三日

内閣総理大臣 菅 義偉

道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（道路交通法施行規則の一部改正）

第一条 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）

は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章 総則（第一条―第七条の十四）

〔第二章〕第九章 略

附則

（人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準）

第一条の三 法第二条第一項第十一号の二の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 人の力を補うために用いる原動機が次のいずれにも該当するものであること。

〔イ 略〕

ロ 二十四キロメートル毎時未満の速度で自転車を走行させることとなる場合において、人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率が、(1)又は(2)に掲げる速度の区分に応じそれぞれ(1)又は(2)に定める数値以下であること。

(1) 十キロメートル毎時未満の速度 二（三輪又は四輪の自転車であつて牽引されるための装置を有するリヤカーを牽引するものを走行させることとなる場合にあつては、三）

(2) 十キロメートル毎時以上二十四キロメートル毎時未満の速度 走行速度をキロメートル毎時で表した数値から十を減じて得た数値を七で除したものを二から減じた数値（三輪又は四輪の

改正前

目次

第一章 総則（第一条―第七条の十六）

〔第二章〕第九章 同上

附則

（人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準）

第一条の三 「同上」

一 「同上」

〔イ 同上〕

ロ 「同上」

(1) 十キロメートル毎時未満の速度 二（三輪の自転車であつて牽引されるための装置を有するリヤカーを牽引するものを走行させることとなる場合にあつては、三）

(2) 十キロメートル毎時以上二十四キロメートル毎時未満の速度 走行速度をキロメートル毎時で表した数値から十を減じて得た数値を七で除したものを二から減じた数値（三輪の自転車で

自転車であつて牽引されるための装置を有するリヤカーを牽引するものを走行させることとなる場合にあつては、走行速度をキロメートル毎時で表した数値から十を減じて得た数値を三分の十四で除したものを三から減じた数値)

「八・ニ 略」

「二 略」

(押して歩いている者を歩行者とする車両の大きさ等)

**第一条の五** 法第二条第三項第二号の内閣府令で定める基準は、次に掲げる長さ及び幅を超えない四輪以上の自転車であることとする。

一 長さ 百九十センチメートル

二 幅 六十センチメートル

(自転車道を通行することができる車両の大きさ等)

**第五条の三** 法第十七条第三項の内閣府令で定める基準は、第一条の五に掲げる長さ及び幅を超えない四輪以上の自転車であることとする。

(普通自動二輪車の最高速度を区分する原動機の大きさ)

**第五条の四** 「略」

(停車又は駐車に係のある者による合意)

**第六条の三の二** 法第四十四条第二項第二号の規定による合意は、一般旅客自動車運送事業用自動車又は自家用有償旅客運送自動車(以下この条において「一般旅客自動車運送事業用自動車等」という。)が停車又は駐車をする一又は二以上の乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場ごとに、書面により、停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲を明らかにしてするもの

あつて牽引されるための装置を有するリヤカーを牽引するものを走行させることとなる場合にあつては、走行速度をキロメートル毎時で表した数値から十を減じて得た数値を三分の十四で除したものを三から減じた数値)

「八・ニ 同上」

「二 同上」

「条を加える。」

「条を加える。」

(普通自動二輪車の最高速度を区分する原動機の大きさ)

**第五条の三** 「同上」

「条を加える。」

とする。

2 前項の書面には、当該一般旅客自動車運送事業用自動車等による当該停留所又は停留場における停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項があるときは、当該事項を記載するものとする。

(停車又は駐車に係るものとする)

第六条の三の三 法第四十四条第二項第二号の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 乗合自動車、トロリーバス又は路面電車を使用する者
- 二 公安委員会
- 三 都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）
- 四 地方運輸局長
- 五 前各号に掲げる者のほか、当該停車又は駐車に係るものとして公安委員会が認める者

第六条の三の四 第六条の三の七

〔略〕

〔条を削る。〕

〔条を削る。〕

〔条を加える。〕

第六条の三の二 第六条の三の五

〔同上〕

〔二条ずつ繰り下げる。〕

(車輪止め装置取付け区間の表示)

第七条の四 法第五十一条の二第一項の表示は、別記様式第三の六の表示板を設けて行うものとする。

(車輪止め装置を取り付ける旨の広報)

第七条の五 法第五十一条の二第四項の広報は、車輪止め装置を取り付けようとする車両に係る車輪止め装置取付け区間において、拡声機、広報板等により行うものとする。

「条を削る。」

(車両移動保管関係事務の委託)

第七条の四 「略」

(標章の取付け)

第七条の五 法第五十一条の四第一項の規定による標章の取付けは、別記様式第三の六の標章をその記載事項を見やすい方法で取り付けることにより行うものとする。

(弁明通知書の記載事項)

第七条の六 「略」

(公示納付命令書の様式)

第七条の七 令第十七条の五第一項の内閣府令で定める様式は、別記様式第三の七のとおりとする。

第七条の八～第七条の十四 「略」

(車輪止め装置を取り付けた車両に取り付ける標章)

第七条の六 法第五十一条の二第五項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 車輪止め装置を取り付けた車両の番号標の番号
  - 二 車輪止め装置を取り付けた車両を移動しようとする者はその旨を当該車輪止め装置を取り付けた警察署長に申告して当該車輪止め装置を取り除く措置を受けることができること。
  - 三 車輪止め装置を取り付けた日時
  - 四 車輪止め装置を取り付けた警察署長
- 2 法第五十一条の二第五項の標章の様式は、別記様式第三の七のとおりとする。

(車両移動保管関係事務の委託)

第七条の六の二 「同上」

(標章の取付け)

第七条の七 法第五十一条の四第一項の規定による標章の取付けは、別記様式第三の八の標章をその記載事項を見やすい方法で取り付けることにより行うものとする。

(弁明通知書の記載事項)

第七条の八 「同上」

(公示納付命令書の様式)

第七条の九 令第十七条の五第一項の内閣府令で定める様式は、別記様式第三の九のとおりとする。

第七条の十～第七条の十六 「同上」

別記様式第一の三の二（第六条の三の四関係）

高齢運転者等標準申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住 所	
ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
申 請 事 由	<input type="checkbox"/> 70歳以上である。 (法第45条の2第1項第1号に該当) <input type="checkbox"/> 聴覚障害又は肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている。 (法第45条の2第1項第2号に該当) <input type="checkbox"/> 妊娠中又は出産後8週間以内である。 (法第45条の2第1項第3号に該当)
免 許 証 の 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免 許 の 種 類	大 中 準 普 大 中 普 型 型 型 通 二 二 二
使用する普通自動車の番号標に表示されている番号	
摘 要	

- 備考1 申請事由欄には、該当する事由の□内にレ印を記入すること。  
 2 免許の種類欄は、該当する現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（普通自転車の大きさ等）  
 第九条の二の二 法第六十三条の三の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一 略」

二 車体の構造は、次に掲げるものであること。

イ 四輪以下の自転車であること。

ロ ホ 「略」

別記様式第一の三の二（第六条の三の二関係）

高齢運転者等標準申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住 所	
ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
申 請 事 由	<input type="checkbox"/> 70歳以上である。 (法第45条の2第1項第1号に該当) <input type="checkbox"/> 聴覚障害又は肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている。 (法第45条の2第1項第2号に該当) <input type="checkbox"/> 妊娠中又は出産後8週間以内である。 (法第45条の2第1項第3号に該当)
免 許 証 の 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免 許 の 種 類	大 中 準 普 大 中 普 型 型 型 通 二 二 二
使用する普通自動車の番号標に表示されている番号	
摘 要	

- 備考1 申請事由欄には、該当する事由の□内にレ印を記入すること。  
 2 免許の種類欄は、該当する現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「二条ずつ繰り上げる。」

（普通自転車の大きさ等）

第九条の二の二 「同上」

「一 同上」

二 「同上」

「号の細分を加える。」

イ ホ 「同上」

別記様式第一の三の四（第六条の三の五関係）

高齢運転者等標章記載事項変更届	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住 所	
ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	
電話番号その他の連絡先	
標 章 番 号	
標章交付年月日	年 月 日 公安委員会交付
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
摘 要	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第一の三の三（第六条の三の四関係）

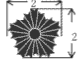
(表)

第 年 月 日

### 専用場所駐車標章

登録(車両)番号

道路交通法第45条の2第1項 第1号 第2号 第3号 に該当



公安委員会 印

標章車に限り駐車・停車することができる区間・場所に駐車・停車するときは、普通自動車の前面（前面ガラスがある場合は、その内側）の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。

(裏)

(注意事項)

- この標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- この標章は、表面記載の車両以外では使用しないこと。
- 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納すること。
  - 普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき。
  - 再交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
  - 妊娠中又は出産後8週以内であることを理由に標章の交付を受けた場合において、当該交付事由に該当しなくなったとき。
- この標章の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく届け出ること。

(被交付者)

住所

氏名 電話番号その他の連絡先

免許証の番号 第 号

備考 1 記号の色彩は青色、文字の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。  
 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する模様を施すものとする。  
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。  
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

別記様式第一の三の四（第六条の三の三関係）

高齢運転者等標章記載事項変更届	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住 所	
ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	
電話番号その他の連絡先	
標 章 番 号	
標章交付年月日	年 月 日 公安委員会交付
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
摘 要	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第一の三の三（第六条の三の二関係）

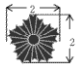
(表)

第 年 月 日

### 専用場所駐車標章

登録(車両)番号

道路交通法第45条の2第1項 第1号 第2号 第3号 に該当



公安委員会 印

標章車に限り駐車・停車することができる区間・場所に駐車・停車するときは、普通自動車の前面（前面ガラスがある場合は、その内側）の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。

(裏)

(注意事項)

- この標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- この標章は、表面記載の車両以外では使用しないこと。
- 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納すること。
  - 普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき。
  - 再交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
  - 妊娠中又は出産後8週以内であることを理由に標章の交付を受けた場合において、当該交付事由に該当しなくなったとき。
- この標章の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく届け出ること。

(被交付者)

住所

氏名 電話番号その他の連絡先

免許証の番号 第 号

備考 1 記号の色彩は青色、文字の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。  
 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する模様を施すものとする。  
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。  
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。



「様式を削る。」

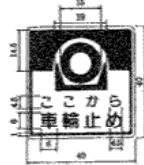
別記様式第一の三の五（第六条の三の六関係）

高齢運転者等標章再交付申請書 年 月 日 公安委員会 殿	
住 所	
ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	
電話番号その他の連絡先	
標 章 番 号	
標章交付年月日	年 月 日 公安委員会交付
再交付申請の理由	
摘 要	

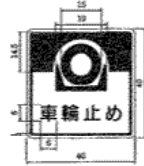
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第三の六（第七条の四関係）

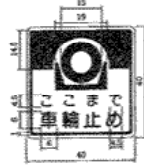
- 1 車輪止め装置取付け区間の始まりを示す表示板



- 2 車輪止め装置取付け区間内であることを示す表示板



- 3 車輪止め装置取付け区間の終わりを示す表示板



- 備考 1 円形の記号並びに「ここから」及び「ここまで」の文字の色彩は赤色、その他の記号及び線の色彩は青色、「車輪止め」の文字の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。  
 2 表示板には、反射材料を用い、又は夜間照明装置を備えるものとする。  
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。  
 4 道路及び交通の状況により必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大することができる。

別記様式第一の三の五（第六条の三の四関係）

高齢運転者等標章再交付申請書 年 月 日 公安委員会 殿	
住 所	
ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	
電話番号その他の連絡先	
標 章 番 号	
標章交付年月日	年 月 日 公安委員会交付
再交付申請の理由	
摘 要	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を削る。」

別記様式第三の六（第七条の五関係）

10

放置車両確認標章  
(標章番号)  
(登録(車両)番号) 号の使用者 殿

**駐車違反**  
速やかに移動してください。

この車は、「放置車両」であることを確認しました。

この車の使用者は、公安委員会から放置違反金の納付を命ぜられることがあります。  
なお、この標章が取り付けられた日の翌日から起算して30日以内に、この車を運転し駐車した者がこの違反について反罰金の納付をした場合又は公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、この限りではありません。

警察署長  
取扱者  
電話番号

違反状況	日時	
	場所	
	態様	

この車の使用者、運転者その他この車の管理責任者以外の者がこの標章を破壊・汚損し、又は取り除くと処罰されます。  
運転するときは、交通事故防止のため、この標章を取り除いてください。

10

- 備考 1 「放置車両確認標章」及び「駐車違反」の文字の書体は、ゴシックとする。  
2 記号並びに「放置車両確認標章」及び「放置車両」の文字の色彩は赤色、その他の文字の色彩は紺色又は黒色、地の色彩は黄色とする。  
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。  
4 前面ガラス及び運転者席の側面ガラス以外の見やすい箇所に取り付ける場合にあつては、図示の縦寸法又は横寸法を3倍まで拡大することができる。

別記様式第三の八（第七条の七関係）

10

放置車両確認標章  
(標章番号)  
(登録(車両)番号) 号の使用者 殿

**駐車違反**  
速やかに移動してください。

この車は、「放置車両」であることを確認しました。

この車の使用者は、公安委員会から放置違反金の納付を命ぜられることがあります。  
なお、この標章が取り付けられた日の翌日から起算して30日以内に、この車を運転し駐車した者がこの違反について反罰金の納付をした場合又は公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、この限りではありません。

警察署長  
取扱者  
電話番号

違反状況	日時	
	場所	
	態様	

この車の使用者、運転者その他この車の管理責任者以外の者がこの標章を破壊・汚損し、又は取り除くと処罰されます。  
運転するときは、交通事故防止のため、この標章を取り除いてください。

10

- 備考 1 「放置車両確認標章」及び「駐車違反」の文字の書体は、ゴシックとする。  
2 記号並びに「放置車両確認標章」及び「放置車両」の文字の色彩は赤色、その他の文字の色彩は紺色又は黒色、地の色彩は黄色とする。  
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。  
4 前面ガラス及び運転者席の側面ガラス以外の見やすい箇所に取り付ける場合にあつては、図示の縦寸法又は横寸法を3倍まで拡大することができる。

別記様式第三の七（第七条の六関係）

12

車輪止め標章 (番号)  
(登録(車両)番号) 号車の所有者・使用者・関係者 殿

この車には**車輪止め装置**を取り付けています。

この車を移動しようとする旨を警察署長まで申告すれば、この装置を取り除く措置を受けることができます。  
なお、この装置を破壊し、又は取り除くと処罰されます。

取付け年月日  
警察署長  
取扱者 所属氏名  
電話番号

違反状況	日時	
	場所	
	態様	

この標章を破壊・汚損し、又は取り除くと処罰されます。  
この標章は、申告後に警察署長が取り除きます。

10

- 備考 1 「車輪止め標章」及び「車輪止め装置」の文字の書体は、ゴシックとする。  
2 環状の記号の色彩は青色、その他の記号並びに「車輪止め標章」及び「車輪止め装置」の文字の色彩は赤色、その他の文字の色彩は紺色又は黒色、地の色彩は淡紅色とする。  
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。  
4 前面ガラス及び運転者席の側面ガラス以外の見やすい箇所に取り付ける場合にあつては、図示の縦寸法又は横寸法を3倍まで拡大することができる。



(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部改正)

第二条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令(平成十四年内閣府令第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

自動車運転代行業者についての道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定 第九条の九第一項	読み替えられる字句	読み替える字句
	「略」	法第九条の九第一号から第三号まで若しくは第六号、運轉代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第九十一条の二第四号若しくは第五号

改正前

「同上」

読み替える規定 第九条の九第一項	読み替えられる字句	読み替える字句
	「同上」	法第九十一条の二第一号から第三号まで、運轉代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第九十一条の二第四号若しくは第五号

備考 表中「」の記載は注記である。

## 附 則

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。